

保険金のお支払いの対象となる手術、対象とならない手術(おケガの場合)

【新・団体医療保険】

2013年10月1日以降の保険始期(補償が始まる日)のご契約が対象です。

- 手術種類別にお支払いできる場合、お支払いできない場合を一例として掲載しています。
- ご連絡いただく際は、傷病名・手術名・手術の部位などを医療機関にご確認くださいようお願いいたします。
- 同じ日に、2種類以上の手術を受けられた場合には、最も高い倍率の手術倍率を適用し、手術保険金をお支払いします。
- 入院中に受けた手術の場合・・・傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×10(倍)
- 外来で受けた手術の場合・・・傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×5(倍)

部位	お支払いできる場合(代表例)	お支払いできない場合(代表例)
皮膚・皮下組織の手術	○植皮術・皮膚移植術・皮弁作成術 など ○瘢痕拘縮形成術・顔面麻痺形成術・動脈弁術・筋皮弁術 など	○デブリードマン ○創傷処理 ○皮膚切開術 ○美容整形上の手術 ○筋炎手術
筋、腱、腱鞘の手術 (手指・足指を含む)	○腱縫合術	○骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術 および授動術
四肢関節、靭帯の手術 (手指・足指を含む)	○関節観血術 ○半月板切除術 ○十字靭帯形成術 ○人工骨頭挿入術 ○人工関節置換術	○骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術 および授動術
四肢骨の手術 (手指・足指を含む)	○四肢骨折観血術(観血的整復固定術) ○骨移植術	○骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術 および授動術
四肢切断、離断、再接合の手術 (手指・足指を含む)	○四肢切断術、離断術 ○切断四肢再接合術	
指移植の手術	○指移植手術	
鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術	○鎖骨骨折観血手術	○骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術 および授動術
脊柱、骨盤の手術 (頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術含む)	○脊椎、骨盤観血手術 ○脊椎固定術(前方・後方・椎体固定含む) ○椎弓切除術 ○体外式脊椎固定術 ○人工股関節置換術	○骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術 および授動術
頭蓋、脳の手術	○頭蓋骨観血手術(鼻骨、鼻中隔を除く) ○頭蓋内観血手術(穿頭術を含む) ○穿頭ドレナージ	○骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術 および授動術
脊髄、神経の手術	○神経観血手術(手指、足指を含む) →形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術 ○脊髄硬膜内外観血手術 ○神経縫合、剥離術	
眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術	○眼瞼下垂症手術 ○結膜嚢形成術 ○眼窩ブローアウト(吹抜け)骨折手術 ○眼窩骨折観血手術 ○眼窩内異物除去術	
眼球・眼筋の手術	○眼球内異物摘出術 ○レーザー・冷凍凝固による眼球手術 ○眼球摘出術 ○眼球摘除および組織または義眼台充填術 ○眼筋移植術	
鼻・副鼻腔の手術	○鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く) ○副鼻腔観血手術	
顔面骨、顎関節の手術	○頬骨、上顎骨、下顎骨、顎関節観血手術	○拔牙手術
腹部の手術	○開腹術を伴うもの →腹腔鏡下によるものを含む	○腹腔ドレナージ(持続的なもの)